

品質表示のための必要知識(2)

— 雑貨工業品品質表示規程の解説 —

東京都立皮革技術センター 川原井 通 義

雑貨工業品品質表示規程で定められている皮革関連製品の品質表示方法の概要(No.143)をさらに詳しく述べる。

「毛皮製品」や「服装ベルト」などは品質表示法の対象外であるが、表示義務対象品目であっても表示対象品の範囲はそれぞれ品目ごとに条件があり、表示しなければならない製品の種別はかなり絞られている。

(1) かばん

かばんは昭和38年3月に対象品目として指定された。かばんに使われる皮革は、牛・馬・豚・羊・やぎが一般的であるので、表示の対象となるかばんの範囲は、これらの革を用いたものに限定している。したがって、これ以外のとかげ、へび、わに等の皮革については一般的であるとはいえないため対象とはならない。

また、「かばん」とは、書類かばん、ボストンバッグ、スーツケース、トランク、クラッチバッグ、ランドセル等をいい、ハンドバッグ(婦人用セカンドバッグを含む)、財布等の袋物は対象となっていない。

(2) 靴

靴には、材料別(主として甲皮の材料別)にみると、革製、ゴム製、合成皮革製、布製等があるが、「甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したもの」と限定している。甲の一部に合成皮革を使用したものについても当然対象となる。このようなものとしては、ビジネスシューズ、スポーツシューズ、スニーカー、カジュアルシューズなどが該当する。

ただし、特定の用途に限定された仕様の靴(例えばゴルフシューズ、野球用スパイ

クシューズ、安全靴など)については、通常生活の用に供される家庭用品とは言い難いので対象とはされていない。

本法の対象となる靴については、新しい樹脂と構造のポリアミド系、ポリウレタン系、あるいは数種類の合成樹脂を使った合成皮革に加えて、不織布に樹脂を含浸させた人工皮革とよばれているものが開発されてきており、今日においては天然皮革と外見上識別することが困難な状態になってきた。そこで、最小限天然皮革と合成皮革とを識別するために、まず合成皮革靴を表示することになった。

また、ゴムはきものの中に、外面を天然皮革模様に型押しした「かわシボ入り」総ゴム靴が市場に販売されているが、これはゴム材料であって、合成樹脂材料ではない(広義にはゴムも合成樹脂材料であるが、通常はゴムは合成樹脂材料と考えない)のでここでいう「靴」の範囲に入らない。

(要 点)

- ア) 表示義務対象となるものは、甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したものである。
- イ) 「甲皮として使用する材料」は、「合成皮革」(または、「人工皮革」)と表示する。
- ウ) 「底材として使用する材料」は、「ゴム底」または「合成底」のいずれかを表示する。JIS-6258の4に規定する底の耐油試験において一定の基準以上の数値が得られた場合は、括弧書きで「耐油性」と表示する。

〈靴の表示例〉

甲皮の使用材	合成（または、人工）皮革
底材の種	合成底（耐油性）
取扱い上の注意	
	・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨
	・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨
	・乾燥するときは、陰干しにする旨
	○○○(株)
	TELO○○○○

(3) 手袋

材料の種類としては、表面に使用した材料の種類を表示することとなっており、裏地に使用した材料については、表示しなくてもよいこととなっている。

なお、特定スポーツ仕様の手袋、例えば、ゴルフ用、野球用、ドライブ用などのものについては、日常生活の用に供されるものではないので対象とはされていない。

手袋の寸法の表示は、その手袋に適合する手の親指の付け根（第一関節付近）の位置で測ったその手の「周囲の長さ」を「cm単位」で表すこととなっている。よって、「平らに広げた手袋の寸法ではなく、その手袋にぴったり合う「手」の寸法である。これは、革手袋というものが平面状態で用いられるものではなく厚みのある立体的な手にはめられるものであり、かつ、また、皮革の柔軟さを活かしてある程度伸ばし気味にはめるのが理想的であることから、はめた状態でなければ本当の大きさがわからないこと及び消費者はあくまで手の大きさを基準として手袋の選択を行うことを考慮したものである。

なお、中指の長さを、7.5、8.0、8.5のように0.5cmきざみの数値で、「寸法23(8.5)cm」または「寸法23(8.5cm)」のように括弧書きで付記することができるようになっている。

〈革製手袋の表示例〉

材料の種類	掌部	羊革
	甲部	毛100%
寸法	25cm(9cm)	
使用上の注意		
	・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項	
	・保存、手入れ方法に関する注意事項	
	・アイロン掛けに関する注意事項	
	○○○(株)	
	TELO○○○○	

(4) 革衣料

材料（裏地がついている革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料にあつては、裏地に使用したものを除く）の表示に際しては革又は合成皮革製衣料に使用される材料の名称を適正に表示することとなっている。その材料が牛の革のものは「牛革」、鹿の革のものについては「鹿革」、豚の革のものは「豚革」、馬の革のものは「馬革」の用語を用いてそれぞれ表示することとなっている。

特に留意したいのは、「羊又はやぎの革のもの」については「羊革」と表示することである。これは手袋の表示規程と同様であるが、かばんの表示規程では羊革を使用したものは「羊革」、やぎ革であれば「やぎ革」と表示しなければならない点で異なっている。

